# 四半期報告書

(第33期第1四半期)

自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日

# 株式会社ニッパンしンタル

群馬県前橋市西片貝町四丁目5番地15

# 表 紙

第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	. 1
2 事業の内容	1
3 関係会社の状況	1
4 従業員の状況	1
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	. 2
2 事業等のリスク	2
3 経営上の重要な契約等	2
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	. 3
第3 設備の状況	• 4
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	• 4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	. 5
(4) ライツプランの内容	. 5
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	. 5
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	. 6
2 株価の推移	. 6
3 役員の状況	6
第 5 経理の状況	. 7
1 四半期財務諸表	
(1) 四半期貸借対照表	. 8
(2) 四半期損益計算書	10
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	11
2 その他	14
第二部 提出会社の保証会社等の情報	14

[四半期レビュー報告書]

# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成23年5月13日

【四半期会計期間】 第33期第1四半期(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

【会社名】 株式会社ニッパンレンタル

【英訳名】 NIPPAN RENTAL Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石塚 春彦

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市西片貝町四丁目5番地15

【電話番号】 027 (243) 7711 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 経営管理部長兼総務部長 町田 典久

【最寄りの連絡場所】 群馬県前橋市西片貝町四丁目5番地15

【電話番号】 027 (243) 7711 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 経営管理部長兼総務部長 町田 典久

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第1四半期	第33期 第1四半期	第32期
	累計(会計)期間	累計(会計)期間	<del>/1</del> 32 <del>/9</del> ]
	自平成22年	自平成23年	自平成22年
会計期間	1月1日 至平成22年	1月1日 至平成23年	1月1日 至平成22年
	五平成22年 3月31日	五平成25年 3月31日	主牛成22牛 12月31日
売上高(百万円)	1, 218	1, 131	4, 564
経常利益(百万円)	99	35	155
四半期(当期)純利益(百万円)	94	3	118
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)			_
資本金 (百万円)	720	720	720
発行済株式総数 (千株)	7, 112	7, 112	7, 112
純資産額(百万円)	1, 178	1, 199	1, 204
総資産額 (百万円)	7, 383	6, 538	6, 778
1株当たり純資産額(円)	166. 24	169. 30	169. 99
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	13. 37	0. 54	16. 77
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額(円)	12. 51	0. 50	15. 70
1株当たり配当額(円)	_	_	3.00
自己資本比率(%)	16. 0	18. 4	17. 8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	253	285	1, 100
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△46	41	△114
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△213	△387	△1, 134
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高(百万円)	476	274	335
従業員数 (人)	161	154	157

<sup>(</sup>注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。

# 2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

#### 3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

# 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年3月31日現在

<sup>(</sup>注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に当第 1 四半期会計期間の平均人員を外書きしております。

<sup>2.</sup> 売上高には消費税等は含まれておりません。

# 第2【事業の状況】

# 1【生産、受注及び販売の状況】

- (1) 生産状況 該当事項はありません。
- (2) 受注状況 該当事項はありません。

#### (3) 販売状況

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
建機レンタル部門 (千円)	1, 131, 009	92.8
合計 (千円)	1, 131, 009	92. 8

- (注) 1. 当社は、建設機械の賃貸及び販売の単一セグメントとなっております。
  - 2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

# 2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生したリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

# 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益や海外経済の改善などにより緩やかな景気回復傾向が見られた一方で、デフレの長期化や雇用情勢の悪化などから、景気の先行きは依然として不透明なものになっておりました。

当社の主たる需要先である建設業界を取り巻く環境は、公共投資の縮減が一層高まる傾向に加え、民間設備投資の低迷による受注競争の激化など、依然として厳しい経営環境が続いてまいりました。

このような状況の下、当社は、中期経営計画の基本方針に基づいて、当社の強みである補修や維持に関する事業へ経営資源を集中させることで売上を確保するとともに、ローコスト経営の徹底を目指してまいりました。

しかしながら、当第1四半期累計期間の売上高につきましては、官民双方の建設投資縮減により賃貸料収入が減少したことなどから、11億31百万円(前年同四半期比7.2%減)となりました。

利益面につきましては、売上高の減少分をコストの削減で回収できなかったこともあり、営業利益は72百万円 (前年同四半期比41.9%減)、経常利益は35百万円(前年同四半期比64.6%減)、四半期純利益は特別損失に資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額32百万円などを計上したことで、3百万円(前年同四半期比95.9%減)となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末と比べて60百万円減少し、2億74百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は2億85百万円(前年同四半期は2億53百万円の獲得)となりました。これは主に税引前四半期純利益2百万円に資金の増加要因である減価償却費1億76百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額32百万円、売上債権の減少額62百万円などを反映したものであります。

# (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は41百万円(前年同四半期は46百万円の使用)となりました。これは主に定期預金等の満期から預入を差し引いた収入71百万円と有形固定資産の取得による支出28百万円などによるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は3億87百万円(前年同四半期は2億13百万円の使用)となりました。これは主に借入金の返済による純減額1億71百万円、社債の償還による支出額1億円、割賦債務の支払額98百万円などによるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

# 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画しておりました設備投資金額7億円のうち、1億40百万円は導入済みであります。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

# 第4【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
- ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	22, 500, 000	
計	22, 500, 000	

# ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7, 112, 020	7, 602, 520	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 1,000株
計	7, 112, 020	7, 602, 520	_	_

<sup>(</sup>注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

# (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年3月24日定時株主総会決議(第2回新株予約権)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	349 ※ 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	523, 500 ※ 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	319
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 319 資本組入額 160
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社 又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員でな ければならない。ただし、当社又は当社の関係会社の 取締役若しくは監査役が任期満了により退任した場合 若しくは従業員が定年により退職した場合には、この 限りではない。 (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認め ない。 (3) その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議に より決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1. 平成18年5月17日開催の取締役会決議により、平成18年7月1日付で1株を1.5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
  2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の関したことに伴い
  - 失権した新株予約権106個(株式分割後の株式数に換算159,000株)が含まれております。

② 平成18年3月24日定時株主総会決議(第3回新株予約権)

新株予約権の数 (個) 327  新株予約権の方も自己新休予約権の数 (個)	② 平成10平 3 月 24 日 足时休土秘云伏巌(第 3 凹)	INN 1 WALE)
新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 (490,500 新株予約権の目的となる株式の種類 (490,500 新株予約権の目的となる株式の数 (株) (490,500 新株予約権の行使時の私込金額 (円) (1) 平成18年4月1日から平成38年3月31日まで 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 (円) (1) 新株予約権名ではにより株式を発行する場合の株式の発 (円) (1) 新株予約権名では、当社の取締役ないし監査役の地位を 喪失したときに限り、新株予約権を行使できる。ただ し、た務株予約権を行使できる。ただ (2) 所様・一般を指する日までの間に限り、新 株予約権を行使できる。 (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権名は地位を 変としたとらは、それぞれに定める期間内に限り、新 株予約権を行使できる。 (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権名での間に限り、新 株予約権を行使できる。 (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者が権利行 使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新 株予約権を行使できる。 (2) が完全をとかった場合 平成36年3月31日に至ることができる。 (2) 単成36年4月1日から平成38年3月31日まで (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の離案、当社 株式移転の議案が株主総会で承認された場合 事該職業を対しておら10日間 (3) 新株予約権者が死亡とた場合、相続人は新株予約権を (4) 新株予約権者が死亡退任した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権をでしてきる。ただした場合、相続人は新株予約権を (4) 新株予約権者が死亡退任した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権をできる。ただした場合、相続人は新株予約権をできる。ただした場合、相続人は新株予約権をできる。 (5) その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。 新株予約権を譲渡するに、当社取締役会の承認を要するものとする。		
新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 新株予約権の目的となる株式の数(株) 490,500 1 新株予約権の行使時の払込金額(円) 1 1 新株予約権の行使時の払込金額(円) 1 1 新株予約権の行使期間 平成38年3月31日まで 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 発行価格及び資本組入額 1 (1) 新株予約権者は、当社の取締役ないし監査役の地位を	新株予約権の数(個)	327
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)       1         新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)       発行価格 資本組入額 1         (1) 新株予約権者は、当社の取締役ないし監査役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権を行使できる。ただり、新株予約権を行使することができる。         (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できる。         (3) 新株予約権の行使の条件       (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を申認さるようで表記された場合・平成36年4月1 日から平成38年3月31日まで         (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、以は株式移転の影響を休まで承認された場合・当該議案承認の日の翌日から10日間(3) 新株予約権を引をできる。ただし、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権を行使できる。         新株予約権の譲渡に関する事項       新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。         代用払込みに関する事項       一	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の行使期間 平成18年4月1日から 平成38年3月31日まで 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発	新株予約権の目的となる株式の数(株)	490, 500
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
行価格及び資本組入額 (円)  (1) 新株予約権者は、当社の取締役ないし監査役の地位を要失したときに限り、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権を行使できる。たびし、この場合、新株予約権を行使できる。とができる。とができる。 (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権を行使することができる。 (3) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できる。  (1) 平成36年3月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合平成38年3月31日にで多る・2) 平成36年4月1日から平成38年3月31日まで②当社が消滅会社となる件契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、以は株式移転の議案が株主総会で承認された場合当該議案が根主総会で承認された場合当該議案が根主総会で承認された場合当該議案が根主総会で承認された場合当該議案が根主総会で承認された場合当該議案が根主総会で承認された場合当該議案が株主総会で承認された場合当該議案が株主総会で承認された場合当該議案が株主総会で承認された場合当該議案が株主総会で承認された場合当該議案が株主総会で承認された場合当該議案が表記している。(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。(5) その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。 新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の行使期間	
要失したときに限り、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は地位を喪失した日の翌日以下「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 ① 平成36年3月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合・平成36年4月1日から平成38年3月31日まで②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、以は株式移転の議案が株主総会で承認された場合当該議案承認の日の翌日から10日間(3)新株予約権の一部行使は認めないものとする。 (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。ただし、新株予約権者が死亡退任したの翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。 (5) その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。  代用払込みに関する事項		資本組入額 1
	新株予約権の行使の条件	要失したときに限り、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は地位を喪失したら翌日(以下「権利行使開始日」という。)から当該権新行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、株予約権を行使することができる。 (2)前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①、②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 ① 平成36年3月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合平成38年3月31日まで。当社が消滅会社となる株式の番乗承認の出り、当時を発展をで承認の日のとする。 (4)新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を相続できる。ただし、新株予約権者が死亡退失いものとする。(4)新株予約権者が死亡し、新株予約権者が死亡退場合、相続人は新株予約権を相続できる。ただし、新株予約権者が死亡退場合、相続行とより、新株予約権を行使できる。
	新株予約権の譲渡に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	代用払込みに関する事項	_
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 平成18年5月17日開催の取締役会決議により、平成18年7月1日付で1株を1.5株とする株式分割を行っており ます。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。
  - (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
  - (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。
  - (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年1月1日~ 平成23年3月31日	_	7, 112, 020	_	720, 929	_	193, 878

(注) 平成23年4月1日から平成23年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が490千株、資本 金が490千円増加しております。

#### (6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

#### (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

#### ①【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	-	_
議決権制限株式(自己株式 等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 24,000	_	_
完全議決権株式 (その他)	普通株式 6,903,000	6, 903	_
単元未満株式	普通株式 185,020		_
発行済株式総数	7, 112, 020	-	_
総株主の議決権	_	6, 903	_

<sup>(</sup>注)「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

#### ②【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ニッパンレン タル	群馬県前橋市西片 貝町四丁目5番地 15	24, 000	_	24, 000	0. 34
計	=	24,000	-	24,000	0.34

# 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	111	148	215
最低(円)	83	94	100

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものであります。

#### 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

# 第5【経理の状況】

#### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

#### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

# 1【四半期財務諸表】 (1)【四半期貸借対照表】

前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日) 当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 537, 882 634, 471 受取手形 203, 621 260, 896 売掛金 668, 259 673, 942 商品 8, 131 7, 364 貯蔵品 5, 744 5,700 繰延税金資産 68,885 63, 470 その他 150,893 27, 981 貸倒引当金  $\triangle$ 18, 500  $\triangle 19,900$ 流動資産合計 1,624,915 1,653,928 固定資産 有形固定資産 賃貸資産 機械及び装置 (純額) 1,967,965 2,047,336 その他の賃貸資産(純額) 560, 927 528, 277 2, 528, 892 賃貸資産合計 2, 575, 613 社用資産 建物 (純額) 400,626 403, 334 土地 1,724,967 1,724,967 その他の社用資産 (純額) 105, 527 106, 198 社用資産合計 2, 231, 120 2, 234, 499 4, 760, 013 4,810,113 有形固定資産合計 無形固定資産 30, 431 30, 431 投資その他の資産 337, 398 その他 170,854 貸倒引当金  $\triangle 47,979$  $\triangle 53, 567$ 122,874 283, 831 投資その他の資産合計 固定資産合計 4, 913, 320 5, 124, 376 6, 538, 235 6, 778, 304 資産合計

(単位:千円)

(単位:千円)

		(単位:十円)
	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	287, 858	298, 728
買掛金	157, 992	130, 515
短期借入金	1, 656, 156	1, 696, 679
1年内償還予定の社債	200, 000	200, 000
未払金	424, 681	393, 934
未払法人税等	3, 210	10, 303
賞与引当金	33, 016	16, 689
その他	104, 352	136, 292
流動負債合計	2, 867, 268	2, 883, 142
固定負債		
社債	200, 000	300,000
長期借入金	1, 387, 329	1, 518, 126
長期未払金	834, 145	863, 532
資産除去債務	39, 346	_
繰延税金負債	3, 094	_
その他	7, 173	8, 658
固定負債合計	2, 471, 090	2, 690, 316
負債合計	5, 338, 358	5, 573, 459
純資産の部		
株主資本		
資本金	720, 929	720, 929
資本剰余金	193, 878	193, 878
利益剰余金	283, 026	300, 432
自己株式	△3, 327	△3, 237
株主資本合計	1, 194, 506	1, 212, 002
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10, 053	△1, 349
繰延ヘッジ損益	$\triangle 4,683$	△5, 808
評価・換算差額等合計	5, 370	△7, 158
純資産合計	1, 199, 876	1, 204, 844
負債純資産合計	6, 538, 235	6, 778, 304

# (2)【四半期損益計算書】 【第1四半期累計期間】

売上原価810,7577売上総利益407,7513				(2) 【四年期損益計算者】 【第1四半期累計期間】
売上高     (自 平成22年1月1日 至 平成23年1月	: 千円)	(単位		
売上原価 810,757 7 7 元上総利益 407,751 3 3 販売費及び一般管理費 ※1 282,772 ※1 2 営業利益 124,978 営業外収益 225 損害保険受取額 2,919 受取賃貸料 900 その他 4,705 営業外収益合計 8,749 営業外費用 支払利息 32,810 事故復旧損失 764 保険解約損 - その他 785 営業外費用合計 34,359 経常利益 99,367 特別損失 固定資産院均損 435 固定資産院均損 215 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 - 特別損失合計 651	1 目	(自 平成23年1月	(自 平成22年1月1日	
売上総利益     407,751       販売費及び一般管理費     **1 282,772     **1 2       営業利益     124,978       営業外収益     225       損害保険受取額     2,919       受取賃貸料     900       その他     4,705       営業外収益合計     8,749       営業外費用     32,810       事故復旧損失     764       保険解約損     -       その他     785       営業外費用合計     34,359       経常利益     99,367       特別損失     1       固定資産売却損     435       固定資産除却損     215       資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額     -       特別損失合計     651	131, 00	1,	1, 218, 508	売上高
販売費及び一般管理費 **1 282,772 **1 2 営業利益 124,978 営業外収益 受取利息 225 損害保険受取額 2,919 受取賃貸料 900 その他 4,705 営業外収益合計 8,749 営業外費用 32,810 事故復旧損失 764 保険解約損 - 764 保険解約損 - 785 営業外費用合計 34,359 経常利益 99,367 特別損失	770, 12		810, 757	売上原価
営業利益       124,978         営業外収益       225         損害保険受取額       2,919         受取賃貸料       900         その他       4,705         営業外収益合計       8,749         営業外費用       32,810         事故復旧損失       764         保険解約損       -         その他       785         営業外費用合計       34,359         経常利益       99,367         特別損失       215         資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額       -         特別損失合計       651	360, 88		407, 751	売上総利益
営業外収益       225         損害保険受取額       2,919         受取賃貸料       900         その他       4,705         営業外収益合計       8,749         営業外費用       32,810         事故復旧損失       764         保険解約損       -         その他       785         営業外費用合計       34,359         経常利益       99,367         特別損失       国定資産売却損         固定資産院却損       435         固定資産院却損       215         資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額       -         特別損失合計       651	288, 31	*1	<b>*</b> 1 282, 772	販売費及び一般管理費
受取利息225損害保険受取額2,919受取賃貸料900その他4,705営業外収益合計8,749営業外費用32,810事故復旧損失764保険解約損-その他785営業外費用合計34,359経常利益99,367特別損失5固定資産院却損435固定資産除却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651	72, 56		124, 978	営業利益
損害保険受取額2,919受取賃貸料900その他4,705営業外収益合計8,749営業外費用32,810事故復旧損失764保険解約損-その他785営業外費用合計34,359経常利益99,367特別損失日定資産売却損固定資産院却損435固定資産除却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651				営業外収益
受取賃貸料 その他 さの他 営業外収益合計900 4,705 営業外費用支払利息 事故復旧損失 保険解約損 その他 営業外費用合計32,810 764 764 785 営業外費用合計営業外費用合計34,359経常利益 特別損失 固定資産売却損 固定資産院却損 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 特別損失合計435 215 651	12		225	受取利息
その他4,705営業外収益合計8,749営業外費用32,810支払利息32,810事故復旧損失764保険解約損-その他785営業外費用合計34,359経常利益99,367特別損失日定資産売却損435固定資産院却損435固定資産除却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651	4, 08		2, 919	損害保険受取額
営業外収益合計8,749営業外費用32,810事故復旧損失764保険解約損-その他785営業外費用合計34,359経常利益99,367特別損失固定資産売却損435固定資産除却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651	90		900	受取賃貸料
営業外費用       32,810         事故復旧損失       764         保険解約損       -         その他       785         営業外費用合計       34,359         経常利益       99,367         特別損失       435         固定資産売却損       435         固定資産除却損       215         資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額       -         特別損失合計       651	1, 49		4, 705	その他
支払利息32,810事故復旧損失764保険解約損-その他785営業外費用合計34,359経常利益99,367特別損失固定資産売却損435固定資産除却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651	6, 60		8, 749	営業外収益合計
事故復旧損失764保険解約損-その他785営業外費用合計34,359経常利益99,367特別損失固定資産売却損固定資産院却損435固定資産除却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651				営業外費用
保険解約損-その他785営業外費用合計34,359経常利益99,367特別損失日定資産売却損435固定資産除却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651	29, 02		32, 810	
その他785営業外費用合計34,359経常利益99,367特別損失435固定資産院却損435固定資産除却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651	34		764	
営業外費用合計34,359経常利益99,367特別損失435固定資産売却損435固定資産除却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651	14, 54		<u> </u>	77 10 047 11 10 1
経常利益99,367特別損失435固定資産院却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651	12			—
特別損失435固定資産院却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651	44, 03		34, 359	営業外費用合計
固定資産売却損435固定資産除却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651	35, 13		99, 367	経常利益
固定資産除却損215資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651				特別損失
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額-特別損失合計651	-		435	固定資産売却損
特別損失合計 651	34		215	
	32, 55			
税引前四半期純利益 98,716	32, 89		651	特別損失合計
	2, 24		98, 716	税引前四半期純利益
法人税、住民税及び事業税 *2 3,899 *2 2	△1,61	*2	*2 3,899	法人税、住民税及び事業税
四半期純利益 94,816 94,816	3, 85		94, 816	四半期純利益

		(単位:十円)
	前第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	98, 716	2, 241
減価償却費	206, 164	176, 500
長期前払費用償却額	25	20
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	_	32, 553
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	305	△6, 988
賞与引当金の増減額 (△は減少)	_	16, 327
受取利息及び受取配当金	$\triangle 225$	△128
支払利息	32, 810	29, 022
有形固定資産売却損益(△は益)	435	_
有形固定資産除却損	215	343
売上債権の増減額 (△は増加)	△38, 756	62, 957
たな卸資産の増減額 (△は増加)	393	△810
仕入債務の増減額 (△は減少)	$\triangle 5,680$	16, 607
未払消費税等の増減額(△は減少)	24, 027	△26, 023
その他	$\triangle 27,995$	18, 364
小計	290, 436	320, 988
利息及び配当金の受取額	261	165
利息の支払額	$\triangle 34,302$	△30, 124
法人税等の支払額	$\triangle 34,302$ $\triangle 3,223$	$\triangle 50, 124$ $\triangle 5, 971$
	253, 171	285, 058
営業活動によるキャッシュ・フロー	200, 171	260, 006
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	$\triangle$ 12, 790	△28, 628
有形固定資産の売却による収入	335	_
投資有価証券の取得による支出	∆448	△449
貸付けによる支出	△500	△1,600
貸付金の回収による収入	650	1, 792
差入保証金の差入による支出	△639	$\triangle 1,245$
差入保証金の回収による収入	4, 171	47
定期預金等の預入による支出	△192, 619	△225, 365
定期預金等の満期等による収入	154, 999	297, 019
投資活動によるキャッシュ・フロー	△46, 841	41, 570
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△30, 000	△10, 000
長期借入れによる収入	240, 000	100, 000
長期借入金の返済による支出	△239, 503	△261, 320
社債の償還による支出	△100, 000	△100, 000
自己株式の取得による支出	$\triangle 49$	△90
配当金の支払額	_	△17, 221
割賦債務の支払額	△84, 248	△98, 931
財務活動によるキャッシュ・フロー	△213, 800	△387, 563
現金及び現金同等物に係る換算差額		_
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△7, 470	△60, 935
現金及び現金同等物の期首残高	484, 257	335, 164
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 476, 786	* 274, 229

# 【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	1. 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会 計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用 しております。これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ376千円、税 引前四半期純利益は32,930千円減少しております。また、当会計基準等の 適用開始による資産除去債務の変動額は39,232千円であります。 2. 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 当第1四半期会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業 会計基準第9号 平成20年9月26日)を適用し、従来、最終仕入原価法に よっていた通常の販売目的で保有する燃料(商品)及び貯蔵品の評価方法 を総平均法による原価法に変更しております。なお、これによる営業利 益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

# 【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して 貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切り下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切り下げを行う方法によっております。

#### 【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末		前事業年度末	
(平成23年3月31日)		(平成22年12月31日)	
*	有形固定資産の減価償却累計額は、6,367,341千円で あります。	*	有形固定資産の減価償却累計額は、6,190,573千円で あります。

#### (四半期損益計算書関係)

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)			当第1四半期累 (自 平成23年1 至 平成23年3	月1日
<b>※</b> 1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金 次のとおりであります。 給料賞与 99,139= 貸倒引当金繰入額 4,964=	-円	<b>※</b> 1	販売費及び一般管理費のう 次のとおりであります。 給料賞与 賞与引当金繰入額	ち主要な費目及び金額は 95,806千円 12,086千円
<b>※</b> 2	法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業 に含めて表示しております。	Ź]	<b>※</b> 2	同左	

#### (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間	当第1四半期累計期間
(自 平成22年1月1日	(自 平成23年1月1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照
表に掲記されている科目の金額との関係	表に掲記されている科目の金額との関係
(平成22年3月31日現在)	(平成23年3月31日現在)
(千円)	(千円)
現金及び預金勘定 850,058	現金及び預金勘定 537,882
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △373,271	預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金 △263,653
現金及び現金同等物 476,786	現金及び現金同等物 274, 229

#### (株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

- 1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 7,112,020株
- 自己株式の種類及び株式数 普通株式 24,873株
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項

#### 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月29日 定時株主総会	普通株式	21, 262	3	平成22年12月31日	平成23年3月30日	利益剰余金

# (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

当社は、建設機械の賃貸及び販売の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年 3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

#### (1株当たり情報)

# 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)		前事業年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	169.30円	1株当たり純資産額	169. 99円

# 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)		当第1四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	13.37円	1株当たり四半期純利益金額	0.54円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	12.51円	潜在株式調整後1株当たり四半期   純利益金額	0.50円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	94, 816	3, 856
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_	_
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	94, 816	3, 856
期中平均株式数 (株)	7, 091, 354	7, 087, 569
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	_	_
普通株式増加数 (株)	482, 715	486, 272
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成18年4月1日に付与した ストックオプション(新株予 約権)普通株式 379,500株	平成18年4月1日に付与した ストックオプション (新株予 約権) 普通株式 364,500株

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

# 2【その他】

該当事項はありません。

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月13日

株式会社ニッパンレンタル 取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 洋一 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 海野 隆善 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂川 修一 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニッパンレンタルの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第32期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニッパンレンタルの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2.</sup> 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月13日

株式会社ニッパンレンタル 取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 洋一 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 海野 隆善 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂川 修一 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニッパンレンタルの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第33期事業年度の第1四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニッパンレンタルの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2.</sup> 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。